

日教組香川

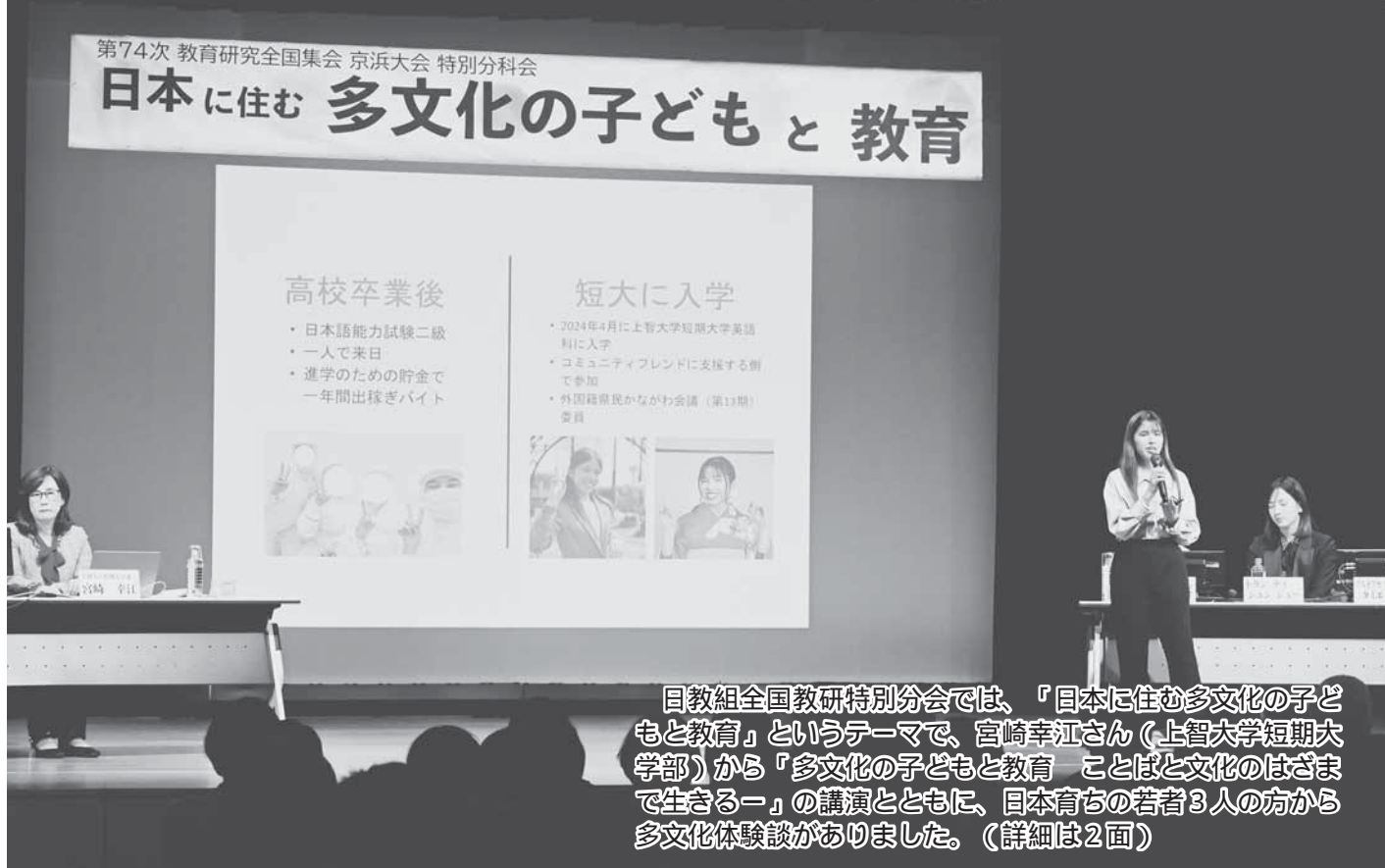
2025.3



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp

発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

多文化共生社会と学校の創造を



日教組全国教研特別分會では、「日本に住む多文化の子どもと教育」というテーマで、宮崎幸江さん（上智大学短期大学部）から「多文化の子どもと教育 ことばと文化のはざまで生きるー」の講演とともに、日本育ちの若者3人の方から多文化体験談がありました。（詳細は2面）

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない 全国で一番なかまの多い日教組香川へ

なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合」等にご注意ください

日教組香川は、なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合 執行委員長 片山元久」らに対して、「日教組香川」の名称不使用の裁判を起こしました。まず、一昨年11月21日、高松地裁で、なりすまし団体に対して「日教組香川」を含む名称を使ってはならないと判決がでました。その後、なりすまし団体は、高松高裁に控訴しましたが、昨年4月28日に、控訴は棄却されました。さらに、なりすまし団体は、最高裁に上告しましたが、昨年10月17日に、上告は棄却され、裁判結果は確定しました。

なりすまし団体は、法的に「日教組香川」の名称を使用できません。「日教組香川三観地区教職員組合」は、日教組、日教組香川とは全く関係のない団体です。ご注意ください。

また、「日教組香川三観地区教職員組合 高橋敦」も、全く日教組、日教組香川とは関係ありません。そして、日教組香川の組合員でもありません。ご注意ください。

名称不使用裁判確定



日教組第74次教育研究集会@京浜

ゆたかな学びを保障するカリキュラムづくりをすすめよう

日教組は、第74次教育研究全国集会（日教組全国教研）を、1月16日に全体集會をWebで行い、全国で約3,000人が視聴しました。また、1月24～26日の分科会を神奈川・東京の会場で開催し、全体会とあわせてのべ11,000人が集いました。

日教組香川からは、第23分科会「教育条件整備の運動」で中村成吾さんが（高・檀紙小）参加し、「ICT活用による業務効率化・自動化」をレポートしました。

Webによる全体集會では、主催者を代表し梶原貴日教組中央執行委員長があいさつし、教職員の不足・未配置の問題は子どもたちの学びに大きな影響が出ており、教職員の長時間労働の是正を最優先課題とする働き方改革の必要性を述べました。また、今年、戦後80年を迎える節目の年を前に、日本被団協が2024年ノーベル平和賞を受賞したこと

は大きな喜びであり、改めて「教え子を再び戦場に送るな」の不滅のスローガンのもと、引き続き平和教育の実践研究を推し進めることを決意すると述べました。現地実行委員長の島崎直人神奈川県教職員組合執行委員長は、現地神奈川で行われる特別分科会について触れ、幼児期から青年期までの各時期において、当事者の言葉とともに学校だけでなく地



全体集會での記念講演

域社会としてとりくんできた実践を紹介し、認識を深め、未来を模索していきましょう、と述べました。

記念講演では中村涼香さん（元高校生平和大使 KNOW NUKES TOKYO 共同代表）と畠山澄子さん（ピースポート代表）が「戦後80年、今、未来に伝える平和」をテーマに対談しました。対談の最後には、「教職員や身近なおとなが、一生懸命伝えようとしていることは、必ず子どもたちの心に残ります。学校で平和教育を続けることは大変です。私たちが応援できることがあれば応援したいと思います。みんなで社会のあちらこちらに平和の種まきを一緒にやってみましょう」と日教組組合員へのメッセージをいただきました。

24日からの分科会では、24の分科会に分かれ500本の教育実践レポートについて共同研究者とともに討議を深め、最終日にはそれぞれの分科会での総括討論を行いました。

25日に行われた特別分科会では特別分科会では「日本に住む多文化の子どもと教育」というテーマで講演とシンポジウムを行いました。外国につながる子どもたちが増えるとともに多言語化している中、ともに生きる社会の構築のために、学校・多文化の家庭・地域社会など社会全体で連携を深める必要性を確認し、今後の多文化共生社会の中での学校の創造にむけ考えを深める場となりました。

分科会で、高松市に赴任してから開発した「教員業務連絡指導手当」に関するシステムについて発表を行いました。このシステムは、従来手作業で行っていた業務を自動化するもので、サービスシステムからダウンロードしたデータを活用し、記号を入力することで確認表を作成する仕組みになっています。

発表後には多くの質問をいただきましたが、特に印象的だったのは「なぜこのような事務処理の手順になっているのか」という、システムそのものよりも背景となる制度設計に関する鋭い指摘でした。

質問をくださった県では、手当の支給要件が比較的緩やかであり、「勤務をしていれば手当を支給する」というシンプルな仕組みになっているとのこと。一方、本県では、2015年4月に一部要件が緩和されたものの、他県のように単純明快な基準にはなっておらず、依然として確認や手続きに多くの時間を要する状況が続いています。

手続きの煩雑さには、教員の業務が多岐にわたることも大きく影響しています。1日の業務は明確に分類されているわけではなく、複数の業務が並行して行われるケースも珍し

くありません。そのため、ある業務が手当の支給対象になるかどうかを判断するのは容易ではなく、時には整合性の疑問を感じる場面も生じます。

こうした課題を踏まえると、本県でも他県のように、よりシンプルで効率的な支給要件を検討する必要があるのではないのでしょうか。今後は、他県の事例を参考にしながら、より合理的で負担の少ない仕組みを構築することをめざしていきます。



中村成吾（高・檀紙小）

レポートについては日教組香川へお問い合わせください

1.29 県教委交渉

モチベーションを保つための人事異動を

1月29日(水)、日教組香川は、香川県教育委員会と2024年度末人事異動および勤務労働条件改善等に関する交渉を行いました。参加は嶋村委員長他4名、県教委からは淀谷県教育長他8名が出席しました。

日教組香川は、本人の人事異動をできるだけ尊重した異動を行うように要望するとともに、希望外の異動の場合のモチベーション低下を生まないために、「内示 苦情処理 発表」の導入を再提案しました。県教委からは「本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」と回答がありました。



手交する嶋村日教組香川委員長と淀谷県教育長(右)

希望を十分に尊重した人事異動を行うこと

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「回答にある『本人の事情等も考慮』とあるが具体的には」

県教委「育児、介護等、家族に関すること、妊活に関わる事情、個人の健康等考慮する」

日教組香川「泊を伴う人事異動の場合、おおむね1週間前に内示があることでいいか」

県教委「そうである」

日教組香川「教職員調査表の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握するとともに、希望に添える人事異動になるよう努力すること。各教育事務所にも、教職員調査表の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握し、希望に添える人事異動になるよう周知すること」

県教委「各教育事務所と、教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、把握及び対応の方法を共有している。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限

と責任において公平・公正に実施するものである。調査票の様式については、毎年記載内容等を確認し、必要に応じて見直しを行っている」

日教組香川「裏「申告」は、県教育長が目を通すのか」
県教委「担当は全部見る。内容によっては、課長、教育長に上がる場合もある」

日教組香川「今まで、『教職員調査票』は単年度だけの処理と聞いているが。裏「申告」等含め、重大な案件に関しては、引き継いでいくべきではないか」

県教委「配慮すべきものは引き継いでいく」

日教組香川「本人の希望を十分に尊重するため、県下全教職員(県立学校も含む)に対して管理訪問を行うこと」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「3年未満でも人事面接できるでいいか」

県教委「そうである」

日教組香川「ところがそれを周知しない管理職がいない」

県教委「校長会等に文章で通知してある」

モチベーションを保つために人事異動のシステム変更を

日教組香川「希望にそぐわない人事異動後のモチベーションを保つために「内示 苦情処理 発表」のシステムに変更すること。もしくは、本人の望まない人事異動(留任を含む)の場合は、本人にその人事異動の理由を説明すること」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「任命権者の権限と責任において」と回答するなら、異動後のケアを考えてほしい」「管理主事から、留任希望なのに、「転居を伴う異動ができない特段の理由はありますか」と、誘導尋問的な面接がある。そのような聞き方はやめてほしい」



日教組香川

長時間労働の是正のために積極的な施策を

日教組香川「教職員の未配置状態を早急に解消すること」

県教委「教員の未配置を解消するため、代替教職員については、講師登録などを積極的に働きかけて任用に努めているところであり、今後も確保に努めていく」

日教組香川「正規教員の採用計画を見直すこと」

県教委「教員採用については、計画的な採用に努めている」

日教組香川「国の定数法に縛られず、学校運営に必要な教職員数を確保すること」

県教委「各学校の課題解決が図られるよう、市町（学校組合）教育委員会との連携を密にし、その意見を踏まえた加配措置に努めている」

日教組香川「教職員が休暇制度を利用しやすくするよう、余裕を持った教職員の配置をすすめること」

県教委「教職員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則った教職員定数に加え、県単独の予算措置により教員の増配置を行い、香川型指導體制の充実に努めている。こうした指導體制の整備は、教員がゆとりを持って教育活動の充実に努めるとともに、学級担任の持ち時間の縮減や業務負担の軽減など、教員の働き方改革にもつながるものとする」

日教組香川「教職員の働き方改革を推進するために、教員の持ち時間を、小学校20コマ以下、中学校18コマ以下、高等学校16コマ以下、特別支援学校は上記の校種でのコマ数になるような教員の増員および配置を行うこと」

県教委「要望として伺っておく。小・中学校においては、令和3年度から「小・中学校における35人学級の実施」、「小学校高学年における教科担任制の拡充」を2つの柱とする新しい指導體制を実施しているところであり、国の動向も踏まえ、配置充実に努めていく」「小学校高学年の教科担任制の拡充で8時間対応をしている」

日教組香川「養護教員、事務職員の全校配置、また、大規模校には複数配置をすすめること」



県教委

県教委「養護教諭、学校事務については、義務標準法に則って、国の加配の状況も勘案しながら配置している」

日教組香川「産休・育休代替、病休代替に正規教職員を配置すること」

県教委「今後の国や他の都道府県の動向を踏まえた上で検討してまいりたい」

復帰プログラム実施は個別に対応を

日教組香川「病気休職者の復帰プログラム実施に関して個別に対応するとともに、職場復帰後の人事異動希望を尊重すること。

県教委「職場復帰プログラムは、原則として休職者が所属する職場において行うこととしている。特別な事情については、プログラムの実施方法等について個別に検討することとする。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「職場復帰プログラムは現任校でなくてもできるように見直しを要望する」

教育長「人事異動に関しては、運用面のことが伝わっていないようなので伝えるようにしたい。職場復帰プログラムのやり方は議論したい。働き方改革に関して、どこか突破口を見つけていかなければならない。市町教育長に話をしていきたい」

**四国の青年教職員集まる**

2月8日(土)、9日(日)、日教組四国地区教職員組合協議会は、琴平で、四国の17人の青年教職員が参加して日教組四国ブロック青年交流集会を開催しました。

深江理沙日教組青年部副部長から挨拶と報告「青年教職員の課題について～「青年部職場実態調査」の結果から～」を受けた後、藤田博美プラウド香川代表から「LGBTなど多様な子どもたちの味方になるために」の研修を行いました。温泉での入浴後の懇親会では、さらに交流を深めることができました。

希望を尊重した異動を 東西教育事務所とそれぞれ交渉

2月5日(水)、日教組香川大川支部と高松支部は東部教育事務所と、10日(月)、西讃支部は西部教育事務所と2024年度末人事異動および勤務労働条件改善等に関する交渉を行いました。

以下、その概要です。

人事異動に関すること

| 日教組香川要求 | 東部教育事務所回答 | 西部教育事務所回答 |
|---|--|---|
| 人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと。 | 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 | 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 |
| 教職員調査表の表面の希望事項や裏面の申告を確実に把握するとともに、希望に添える人事異動になるよう努力すること。 | 義務教育課と両教育事務所で、教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、把握及び対応の方法を共有している。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 | 義務教育課と、教職員調査票の表面の希望事項や裏面の申告については、把握及び対応の方法を共有している。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。調査票の様式に関しては、毎年記載内容等を確認し、必要に応じて見直しを行っている。 |
| 本人の希望を十分に尊重するため、全教職員に対して管理訪問を行うこと。 | 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 | 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 |
| 希望にそぐわない人事異動後のモチベーションを保つために「内示 苦情処理発表」のシステムに変更すること。もしくは、本人の望まない人事異動(留任を含む)の場合は、本人にその人事異動の理由を説明すること。 | 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 | 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 |

働き方改革に関すること

| 日教組香川要求 | 東部教育事務所回答 | 西部教育事務所回答 |
|---|---|--|
| 教職員の未配置状態を早急に解消すること。 | 要望の趣旨は伝える。 | 教員の未配置を解消するため、代替教職員については、講師登録などを積極的に働きかけて任用に努めているところであり、今後も確保に努めていく。 |
| 正規教員の採用計画を見直すこと。 | 要望の趣旨は伝える。 | 教員採用については、計画的な採用に努めている。 |
| 国の定数法に縛られず、学校運営に必要な教職員数を確保すること。 | 要望の趣旨は伝える。 | 各学校の課題解決が図られるよう、市町(学校組合)教育委員会との連携を密にし、その意見を踏まえた加配措置に努めている。 |
| 教職員が休暇制度を利用しやすくするよう、余裕を持った教職員の配置をすすめること。 | 要望の趣旨は伝える。 | 教職員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則った教職員定数に加え、県単独の予算措置により教員の増配置を行い、香川型指導体制の充実に努めている。こうした指導体制の整備は、教員がゆとりを持って教育活動の充実に図るとともに、学級担任の持ち時間の縮減や業務負担の軽減など、教員の働き方改革にもつながるものと考えている。 |
| 教職員の働き方改革を推進するために、教員の持ち時間を、小学校20コマ以下、中学校18コマ以下、高等学校16コマ以下、特別支援学校は上記の校種でのコマ数になるような教員の増員および配置を行うこと。 | 要望の趣旨は伝える。 | 要望として伺っており、小・中学校においては、令和3年度から「小・中学校における35人学級の実施」、「小学校高学年における教科担任制の拡充」を2つの柱とする新しい指導体制を実施しているところであり、国の動向も踏まえ、配置充実に努めていく。 |
| 病休退職者の復帰プログラム実施に関して個別に対応するとともに、職場復帰後の人事異動希望を尊重すること。 | 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 | 職場復帰プログラムは、原則として休職者が所属する職場において行うこととしている。特別な事情については、プログラムの実施方法等について個別に検討することとする。人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町(学校組合)教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 |

授業で使える小技や小ねた⑤⑧(分かりやすい割合の解説(7))

石原清貴(元小学校教員)

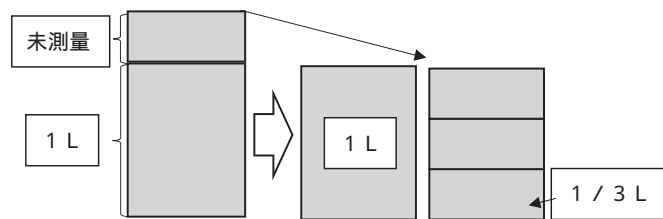
・今回の話(量分数と割合分数)

分数には量を表わす<量分数>と割合を表わす<割合分数>があります。(それ以外に割算の答えとして登場する<商分数>がありますが、ここでは除外します)この量分数と割合分数は日常的に使われるのですが、あまりその違いについては触れられることがありません。

量分数と割合分数の違いは単に分数の後に単位がつくかどうかの違いではありません。量分数は基本的に量の測定に関わって入るのに対して割合分数は1と見なした量を分割したいくつ分の大きさにしたのかかわります。

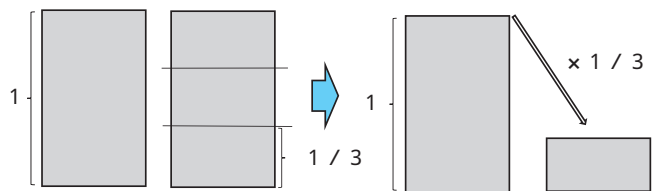
<量分数の考え方>

未測量は何Lだろう 未測量を基に1Lを測ろう
未測量は3つで1Lになるので1/3L



<割合分数の考え方>(分割操作から割合分数へ)

<水を3人で等分する 1人分は3つに分けた1つ分で1/3> <1/3倍の大きさにする>



つまり、量分数は基本単位で測りきれない半端な量の表し方として現れた表現方法だという考え方です。それに対して割合分数は基にする量がいくらなのかは無視してその量を1として、その量を等分したいくつ分なのかを表すやり方です。

量分数では基にする量の大きさが単位で統一されていますから足し算引き算が成り立つのですが、割合分数では大きさが統一されていないから足し算引き算は成立しません。

例えば、1/4ピザと1/5ピザどちらが大きいのか?と言われてもどちらが大きいのか判断が出来ません。1とみた基の大きさが分かっていないからです。でも1/4kgのピザと1/5kgのピザであればどちらが大きいのかはすぐに理解できます。

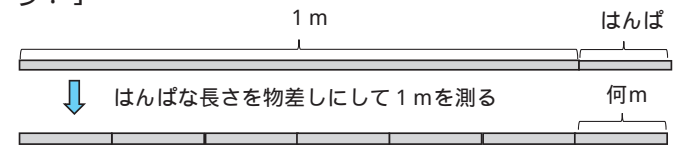


石原清貴氏

このように考えると分数の指導順序は量を表わす分数から始めるべきなのですが教科書は1とみた量を等分割したいくつぶんという方法で教えるようになっていきます。(2年)このやり方は子どもたちに誤った解釈を植え付ける恐れがあります。

かなり前の事ですが北海道大学で研究会があって、わたしが分数の基礎講座を担当したとき次のような問題を出しました。

「1mより少し長いロープがあります。その少し長い半端な部分のロープの長さを知りたくてその半端を基にして1mのロープを測り返したら下の図のような結果が出ました。半端のロープの長さは何mでしょう?」

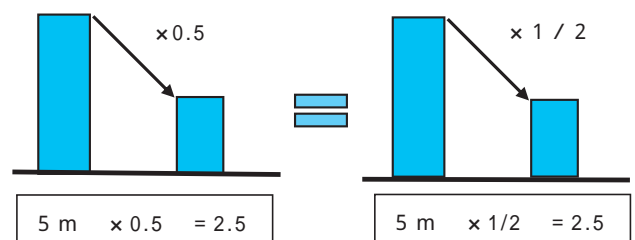


この時、子どもたちが1/7mと答える話をしたときの事です。会場にいた学生が「1/7mが良いのでは」という発言があったのです。理由を聞くと1つのものを7つに分けた一つ分だから「1/7m」だというものでした。幸い少し詳しく説明すると分かってもらえたのですが、大学生になっても割合分数と量分数の区別がついていない実態に驚かされました。

生まれたての幼鳥が一番に最初に出会った動く生き物を親と認知してついて行くという話がありますが、人間も最初に習った事柄がモデルとして認知される傾向があるのかも知れません。割合分数的な考え方で分数を学んだ子どもはそこから脱却するのにかなりの困難を伴うのだと知らされた出来事でした。

これはわたしの考えなのですが、分数を2年生から教えるのは誤りだとおもいます。分数にしても小数にしても半端な量の表し方な訳ですから4年生で小数と重ね合わせて教える方がいいと思うのです。また、割合分数に関しては、5年生で集中的に分数倍・小数倍を割合指導に組み込む方が多様な解釈が出来るため、そういった多様な解釈が理解出来るようになる5年生ぐらいで集中的に学習した方がいいと思っています。

・5年で小数倍と分数倍を教えるのは簡単



気持ちよく 安心して 働けていますか？
JTU-カフェ&電話相談会

人事異動
相談も
行います

Open→ 3月21日(金)18:30~20:00

@ 日教組香川事務所(高松市中野町 15-24 佐藤ビル1F)

毎月1回【JTU-カフェ】をOpenしています！
 飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。
 組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代500円いただきます。
 引き続き電話・FAXでのご相談も引き続き承ります。
TEL: 0120-27-5925 FAX: 087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になること
 など、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床
 心理士が対応させていただきます。

総合共済

月掛金**900円**

契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？

| | | |
|---|--|--------------------|
| <p>日常の生活で</p> <p>「個人賠償責任補償」が あなたとご家族を守ります</p> | <p>お子さまが 通学中に</p> <p>「教職員賠償責任補償」が あなたを守ります</p> | <p>家庭訪問 中に</p> |
|---|--|--------------------|

総合共済は
「自転車保険」としても
ご利用いただけます！

総合共済なら、日常の賠償事故も
業務中の賠償事故も
最高3,000万円まで補償！

それ以外にも
役立つ補償が10種類
ついています！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。
 ※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧のうえ、制度内容をご確認ください。

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

資料請求はこちらから
スマホからもカンタンです！



教職員共済

検索

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館
 電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

2026年度教員採用試験(2025年実施)

対策講座受講生募集中!!

後期
日程決定

| 大川会場 | | 高松会場 | | 丸亀会場 | |
|---|----------------------|---------------------------|---------------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 長尾公民館 | | ふらっと仏生山 (高松市仏生山交流センター) | | マルタス (丸亀市市民交流活動センター) | |
| 専門教養対策 ・ 集団面接対策 ・ 教育諸課題 ・ TAC講座視聴 ・ 第1次試験直前対策 ・ 第2次試験直前対策 ・ 模擬授業等 (各回の詳細はお問合せください) | | | | | |
| 6 | 3/18 (火) 19:00~21:00 | 6 | 3/29 (土) 13:00~16:00 ※第1回3地区合同面接練習 | 6 | 3/27 (木) 19:00~21:00 |
| 7 | 4/1 (火) 19:00~21:00 | 7 | 4/12 (土) 13:00~16:00 | 7 | 4/24 (木) 19:00~21:00 |
| 8 | 4/15 (火) 19:00~21:00 | 8 | 4/26 (土) 13:00~16:00 | | |
| 9 | 5/6 (火) 19:00~21:00 | 9 | 5/18 (日) 13:00~16:00 | 8 | 5/22 (木) 19:00~21:00 |
| 10 | 5/20 (火) 19:00~21:00 | 10 | 5/31 (土) 13:00~16:00 | | |
| 11 | 6/3 (火) 19:00~21:00 | 11 | 6/14 (土) 13:00~16:00 | 9 | 6/26 (木) 19:00~21:00 |
| 12 | 6/17 (火) 19:00~21:00 | 12 | 6/28 (土) 13:00~16:00 | | |
| 13 | 7/1 (火) 19:00~21:00 | 13 | 7/12 (土) 13:00~16:00 | 10 | 7/24 (木) 19:00~21:00 |
| 14 | 7/15 (火) 19:00~21:00 | 14 | 7/26 (土) 13:00~16:00 | | |
| 15 | 8/15 (火) 19:00~21:00 | 15 | 8/9 (土) 10:00~16:00 ※第2回3地区合同面接練習 | 11 | 8/7 (木) 19:00~21:00 |

※2次試験対策は、個別でも行います。

- ◆主催:日教組香川教職員組合(日教組香川)
- ◆講師:日教組香川組合員(現職教員、OB等) 資格の学校 TAC 講師(講座録画視聴)
- ◆対象:香川県の教員をめざす講師の方々 (臨時採用教職員、非常勤講師)等
- ◆定員:各会場10名程度
- ◆申込期限:随時受付、定員になりしだい受付終了します。
- ◆受講要件:日教組香川組合員になっていただき 組合費を納入すると受講ができます。 組合費は、1000円/月です。加入月から納入してください。「給与天引き」もできます。
- ◆申込方法等詳細は、下記までご連絡を
電話 0120-275-925
090-7757-2706
メール jtukagawa@circus.ocn.ne.jp

「資格の学校 TAC」は、40年以上蓄積した合格するための独自メソッドを活用し、毎年多くの合格者を輩出している資格取得の専門予備校です。3年前から、この TAC と日教組がタッグを組み、教員採用試験対策講座を開催します。日教組香川では、この講座の配信を録画し、講座で視聴します。なお、TAC の教員採用対策では、一番低額な講座で54,000円(通常受講料・教材費・税込)となっています(HPから)。しかし、この対策講座受講は組合費だけでOKです。

受講者2次合格者8人!
(県外1人含む)
小4人、中音2人、中体2人)

日教組香川はあなたの夢を実現するためのサポートをします。

お申し込み、お問い合わせは



または ☎ 0120-27-5925 まで